

Title	門閥としての弘農楊氏についての一考察
Sub Title	A study of Yang family (楊氏) of Hung-nung (弘農)
Author	竹田, 龍兒(Takeda, Ryoji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.613- 643
JaLC DOI	
Abstract	<p>The name of Yang family of Hungnung had been widely-known among the Chinese ever since the days of Han Dynasty. It became very famous, however, after it produced the highest officials successively through four successive generations under the Later-Han Dynasty. The profession of the members of Yang family was the study of Confucianism, and the house of Yang produced many famous men. However, these famous scholars of the family were presumably incapable of making their fortune. At the time of War of Yung Chia 永嘉 (311), the Chin Dynasty removed its court to the south side of the Yangtze River. The Yang Family, however, failed to escape with the court. Accordingly, the family was in adverse circumstances under the Tung Chin Dynasty. Meanwhile, under the Northern Dynasty, the descendants of Yang Chieh 楊結 one of the members of the Yang family, enjoyed prosperity for a time. However, the Yangs in the Northern Dynasty made an enemy of the Erh-chu family, and were almost annihilated by the latter. Thus the power of the Yang family declined. With the advent of Sui and T'ang period, the Yangs restored their power in the courts of the two dynasties and founded their position in the political circles. Thus a family become powerful again under the two dynasties. However, the writer of this article is of opinion that it is a question whether those Yangs including the Imperial Family of Sui were, without exception, the descendents of the Yang family of Hung-nung as they professed themselves to be.</p>
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0617">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0617</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 門閥としての弘農楊氏についての一考察

竹 田 龍 兒

最初にどういふ理由で弘農楊氏を研究の對象として取り上げたかといふことについて述べて置きたい。弘農楊氏を特  
に擇んだ理由は色々あるが、先づ第一はそれが後漢の末に四世三公を出して以來天下の名門として知られた家柄である  
こと、第二には唐書柳沖傳に見える柳芳の氏族論の基準からするも楊氏は天下有數の名族たるの資格を充分に具備して  
いると認められること、第三には隋の帝室楊氏がこの家系に屬すると傳へられていること、第四には「楊家に女あり養  
はれて深閨にあり」と詠はれ、玄宗の寵愛を獨占するに至つたかの楊貴妃を始め、則天武后の母の榮國夫人や肅宗の母  
の元獻皇后、更には杜甫や柳宗元や白樂天の夫人らが同じく弘農楊氏の出であると言はれていることなどが尠からず私  
の興味をそそつたからである。江南や山東の名門甲族をさし措いて敢えて楊氏を取り上げたのは主として以上の理由に  
基くのであるが、筆者が本來意圖するところはこの弘農楊氏を一つの具體例として六朝門閥形成の過程を考へその性格  
などを窺つてみたいといふ點に存する。

そのためには弘農楊氏が世々相當の官人を相ついで出した所謂門閥であつたことを先づ實證する必要があるわけだ  
が、それを論證するには何と言つても正確な系譜の裏付けがなくてはならないと考へる。近世の族譜類は子孫と稱する

人々の手によつて概ね見事に作り上げられてはいるが、我々としては輕々しく信ずることの出来ないものが多い。六朝門閥の系譜として比較的纏つた基礎的なものとは言へば、やはり唐書の宰相世系表を擧げなくてはなるまい。しかしこの宰相世系表も守屋美都雄氏や矢野主税氏が既に指摘してをられる如くその内容に可成り杜撰な點があり、楊氏の例のみについてみても勘からず遺漏が發見されるのである。それらの誤脱は世説人名譜や古今姓氏書辨證や清の萬斯同の唐書宰相世系表訂譌、周明泰の三國志世系表、周嘉猷の南北史世系表などによつて可成り大幅に修正を加へることが出来るようになってきてはいるが、それでもなほ資料不足のために十分な解決を與へ得ないままに残されている點が尠からず存するのである。

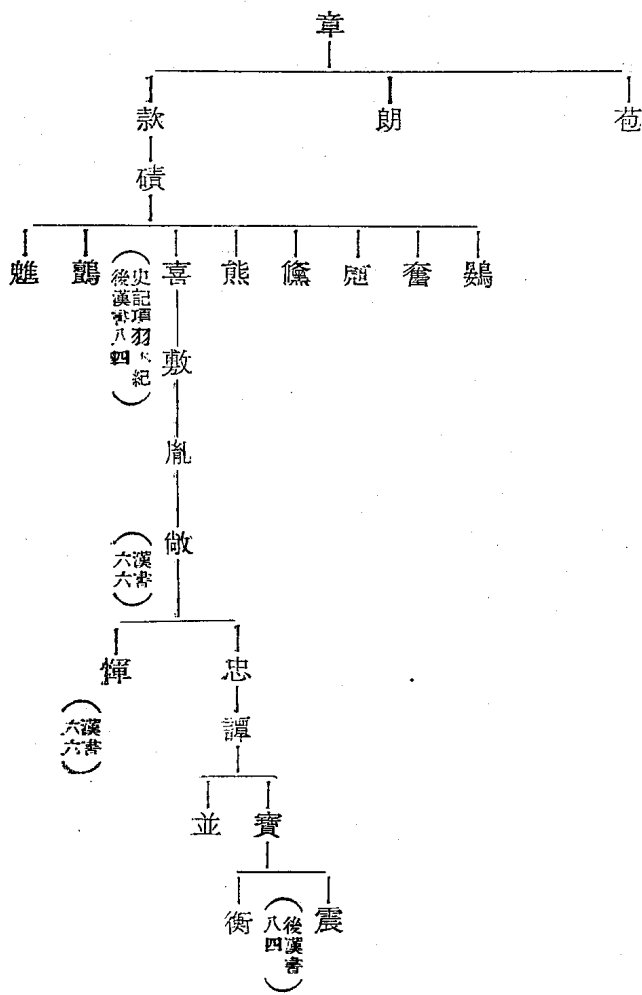
## 二

楊氏の始祖に關しては唐書宰相世系表や元和姓纂などに夫々數種の異説が載つていて當時の撰者達もその何れを是とすべきかに迷つたものゝ如くに思はれる。それらの諸説中比較的蓋然性のありさうに考へられるのは羊舌肸(字は叔向)の子の伯石(字は食我)に關する説話であらう。晉の公族である羊舌四族のことは左傳の昭公・襄公などの條に散見しているが、羊舌四族の一人である肸(註)の采邑が平陽の楊氏縣にあつたので、子の伯石はこの邑を以て氏となして自ら楊石とか楊食我とか稱した。しかるに彼は後に祁盈の黨であると目されて晉侯の滅ぼすところとなつたために、肸の子孫は南に走つて華山の仙谷に逃れ、やがて華陰に住み着くに至つたとは宰相世系表の傳へるところである。楊食我が殺されたのは昭公二十八年六月のことであつて、左傳にはこの一族が難を避けて山西から陝西へ奔り華陰に永住云々といふ

記事は見えていないから、恐らく楊家の所傳に基いたものであらうと想像せられるのであるが、また全くあり得ない虚構の説とばかりは言へないやうにも思ふ。

ところでこの華陰なる地名の由來はこの地が華山の北に位するところから來てゐることは改めて言ふまでもないところである。前漢時代には京兆尹に屬してゐたが後漢に及んで東隣の弘農郡に編入されるに至つたものである。そのためこの華陰縣を本貫とせる楊氏は唐代に至るまで弘農を以てその郡望としてゐた。なほそれについて序ながら一言すれば、

第一表 (唐書宰相世系表による)



門閥としての弘農楊氏についての一考察

弘農は時には恒農とも宏農とも書かれる。すなわち魏書地形志や同書の楊播傳などは恒農に作つてゐるが、これは魏の顯祖獻文帝の諱弘を避けたものに相違なく、乾隆五十九年の編纂にかゝる華陰縣志や、汪輝祖の史姓韻編などには宏農と記してゐるのは乾隆帝の諱（弘曆）を避けたものであることは容易に推測される。

唐書宰相世系表に従へば、戰國の末に楊章なるものがをりそれに三子がいて、長子の苞は韓の襄王（前三一一―二九六）に仕へて修武（河南省修武縣）の守將となつた關係から子孫は河内郡に住するに至つたといはれ、次子の朗は秦の將となつて臨晉君に封ぜられ、子孫は馮翊に居たと傳へられる以外にはそれらの人々の事蹟については全く知るを得ないのである。末子の款は秦の上卿で、その子の磧は沛公（劉邦）の軍に従ひ太史となつた人だと言はれ、八子がをつた。その第六子が喜で、彼は垓下の圍を破つて南走する項羽を追つて烏江のほとりにこれを自盡せしめた勇士の一人で、その軍功によつて呂馬童ら四人と共に封侯を勝ち得たのである。このことは史記の項羽本紀（卷七）や漢書の陳勝項籍列傳（卷三一）に見えてゐる他、漢書の高惠高后文功臣表第四（卷一六）にも、彼が赤泉巖侯に封ぜられて千九百戸を賜つたことが明記されてゐる。この楊喜が弘農楊氏の祖先の一人であることは、後漢書の楊震傳（卷八四）に「八世の祖、喜、高祖の時に功あり、赤泉侯に封ぜらる」とあるところから大體確認されるのである。さうすると弘農楊氏はこの喜に至つて始めて正史にその名を留めることとなつたわけである。

漢書には別に楊敞なる人物の傳が卷六六に存してゐる。それには華陰人也とあるだけでその祖出については何ら記すところがなく、如何なる家系に屬する人なのか判然としないが、これまた前述の後漢書の楊震傳の續きに「高祖敞、昭帝の時丞相となり安平侯に封ぜらる」とあつて、敞が喜の後であることを知り得る。もつとも漢書の功臣表には喜の子

は敷、敷の子は母害とありながら、曾孫の名はブランクになつていて、敵なる名は何處にも見出し得ないが、今はしばらく唐書宰相世系表の記載に従つて置くこととする。

敵が丞相となり安平侯に封ぜらるゝを得たのは一に霍光の信任を得てその推輓に與つたためと考へられるのであつて、その爲人は慎謹ではあつたが積極性に乏しく優柔不斷ともいふべき人物であつたらしい。それは彼が昌邑王を廢して宣帝を立てんとする重大謀議に與つた際、「汗出でて背に冷く、徒だ唯々するのみ」であつたので、傍から夫人が彼を激勵して漸く意志表示をなさしめたと傳へられるところからも窺はれる。

彼には忠と惓の二子があり、忠は安平侯を襲爵し封邑五千五百四十七戸を食んでどうやら平穩な生活を送つたものと思はれるのに對して弟の惓は波瀾のある生涯を送つている。彼は兄の任を以て郎となつて官界に入つた。母は司馬遷の女であつたので幼少の頃から外祖太史公の著書に親しむと共に頗る春秋を修め材能を以て稱せられた。やがて擢でられて左曹となり、霍氏の謀反を逸早く探知して上奏した功により平通侯に封ぜられた。初め惓は父の財五百萬を譲り受けたが封侯を得るに及んで悉くこれを宗族に散じて了つた。後母には實子がなかつたためその財數百萬が彼の女の歿後彼に與へられたが、惓はそれをすべて繼母の昆弟に贈つてをり、その後更に訾千餘萬が轉げ込んだが、それもみな分施して了うといふ有様で、頗る財を輕んじ義を好む風があり、官にあつても廉潔公平を以て稱せられた。しかるにその反面自ら行能を矜り、好んで人の陰事をあばくといふ性癖があつたために人々の怨みを買ひ遂に失脚するに至つた。殊に宣帝の親臣である戴長樂との反目が罪を獲る原因となつたのである。官爵を失つた彼は家居して——恐らく郷里の華陰に引込んで——産業を治め、邸宅を増築し、ひたすら財を以て娛みとしたので、これを傳へ聞いた友人の安定の太守孫會

宗は憚に書を贈つて

大臣廢退するときは、當に門を闔じて惶懼し、憐む可きの意をなすべし。當に産業を治め賓客を通じ、稱譽あるべからず

と忠告した。これに對して憚は次の如き返書を與へている。

竊に自ら思念すらく過すでに大なり、行すでに虧けたり、當に農夫となりて以て世を没へんと。是の故に自ら妻子を率い、力を戮せて耕桑し、園に灌ぎ、産を治めて以て公上に給す。意はざりき當に復た此を用て譏議をなすべしとは。(中略)臣罪を得ること已に三年なり。田家に作苦し、歳時伏臘に羊を烹、羔を魚り、斗酒もて自ら勞ふ。酒後耳熱し天を仰ぎ伍をうちて烏鳥と呼ぶ。其の詩に曰く、彼の南山に田し蕪穢すれども治めず、一頃の豆を種え落ちて其マヤガラとなる。人生行樂せんのみ、富貴を須つとも何れの時ぞと。誠に荒淫して度なく、其の不可なるを知らざるなり。

今更態度を改めなければならぬ必要は少しも認められないといふのが彼の答へであつた。甥の安平侯楊譚も「侯の罪は薄く、また功あり、まさに復た用ひられんとす」と少しく謹慎の意を表はすべきを奨めたが彼は一向に耳を借さうとはしなかつた。會(註3)と日食があつたのを機會に駟馬猥佐成なるものために「憚、驕奢にして過を悔いず、日食の咎は此の人の致す所ならん」と告げられ廷尉の取調べを取ることとなつた。ところが運悪く、彼が孫會宗に與へた手紙が當局の押收するところとなり、遂に彼は大逆無道の罪に問はれて腰斬され、妻子は酒泉郡に徙されたばかりか、甥の譚までが諫正せざるの罪に坐して庶人とされてしまつた。憚のこの「孫會宗に與ふる書」なる文章が祖父の司馬遷の「任少卿に報ずる書」と相並んで文選卷二十一に收められているのもまた一奇である。

「孫會宗に與ふる書」の中で惲は「家まさに隆盛なりし時、朱輪に乗れる者十人、位列卿に在り」云々と述べている、しかしそれが楊家の誰々であるかを系譜の上で比定することは殆んど不可能である。といふのは惲の一族で今日その名を知り得るものは僅かに數人にすぎないからである。

それはとも角として、一族から同時に二千石以上の官人を十人も出していたといふことが事實であるとするならば楊氏は既に門閥化していたものと認むべきであらうか。趙翼がつとに二十二史劄記の漢初布衣將相之局の項で指摘している如く、漢初の功臣は、張良を除いては、すべて布衣から身を起した者達であつた。ところが武帝・昭帝を経て宣帝の時代となるに及んで平等的社會から階層的社會への移行が次第に著しく感知されるやうになつてきた。すなはち引續き數代にわたつて高官を出した家が史上に見え始めるのである。父子二代丞相を出した韋氏と平氏、さては許史金張の名で知られた許廣成・史丹・金日磾・張安世の各家がその代表的な例である。

この傾向は漢末から更に後漢に至るに及んで一層著しくなり、後漢書には「其先七世二千石」（卷六一羊續傳）といふ記事などが見出されてくるのである。このことは必然的に門地尊重の風潮を誘發せずにはいなかつた。韋彪がその上書中で「士は宜しく才行を以て先となすべく、純ら閥閥を以てすべからず」（卷五六）と言へるところからも、選舉の面においても門地門閥がものを言ふ時代が到來しつつあつたといふことが窺はれるのである。とはいへ惲の時代には、まだ貴顯の間にも官位の獨占や官職の世襲を圖らうとする動きは殆んど認められない様に思はれる。

そもそも門閥と呼ばれるに値するものは、すでに政治的に何らかの特權を有し、社會的にも優越せる地位が認められているものでなくてはならない筈である。さうだとすれば前漢時代は門閥主義社會への胎動が漸く感じられつゝあつた



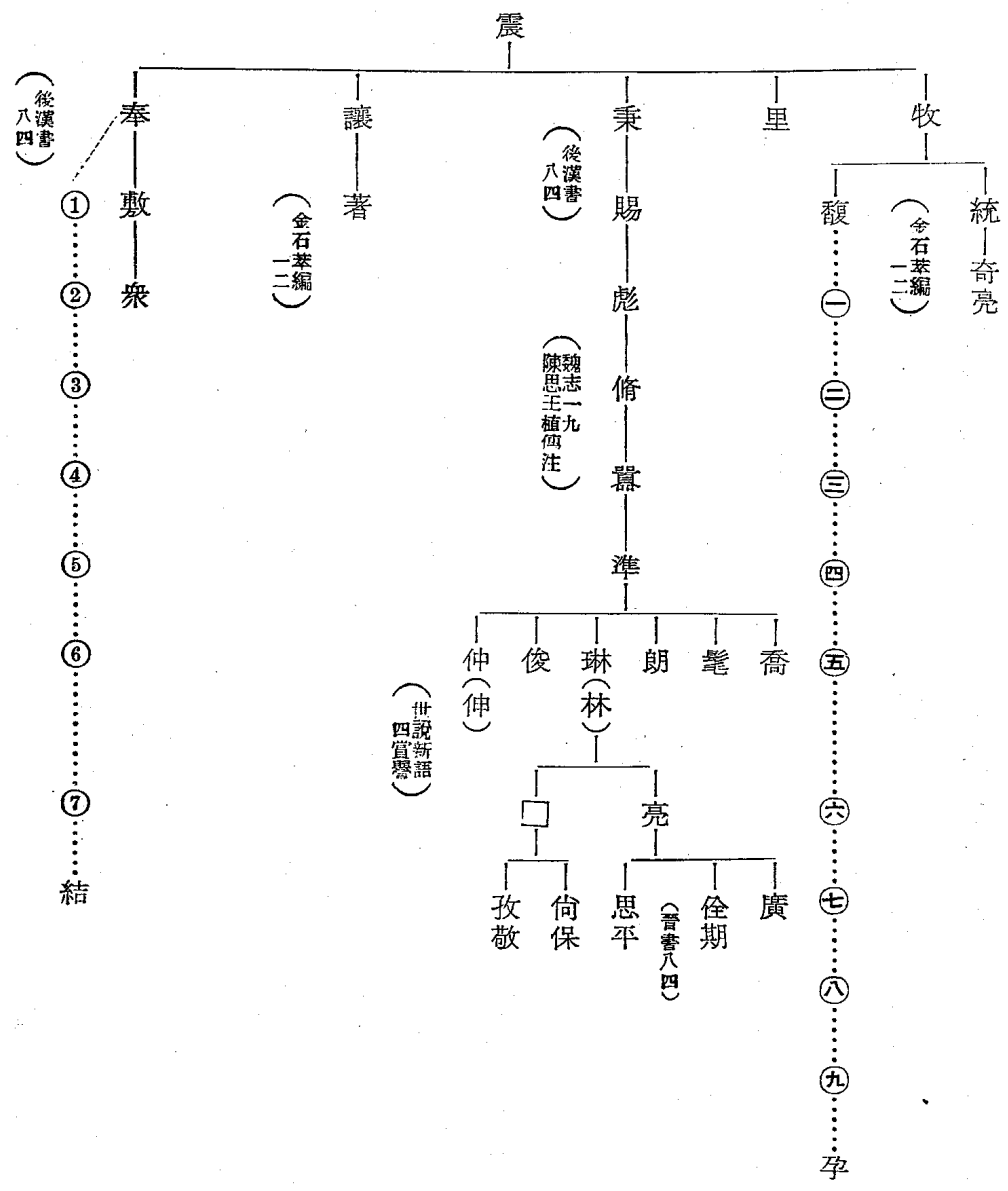
時代で、一般的に言つて門閥と目すべきものはまだ成立していなかつたとみるのが至當かと考へる。

三

酒泉へ徙されたと傳へられる惲の子孫については全く知るところがないが、惲の兄忠の子孫はやがて大いに世に顯れるに至つた。後漢書楊震傳（卷八四）によると、忠の孫の寶は歐陽尙書を學び、漢末哀帝平帝の時に野にあつて講學に従事していた。これをきいて王莽は龔蔣・龔詡の兩人と共に徵したが彼は跡をくらまして遂に仕へなかつたといはれる。光武帝もその高節を知つて公車もて召したが、老病のためにそれに應ずることが出來ず家に卒した。寶が少年の頃華陰の山中で一羽の黃雀が木の根元に墜ちて螻蟻のために苦しめられているのを發見して救つてやつたことがあり、彼の子孫が相ついで三公の位に登るを得たのはその善行の報いであるといふ説話が後漢書の注に引かれている。如何にも識緯説の盛行した時代にふさわしい興味ある物語である。

寶の子の震も少くして學を好み、歐陽尙書を太常の桓郁に學んだほか、明經博覽で究めないものはなかつたので諸儒から「關西の孔子楊伯起」と稱せられた。彼はいつの頃からか郷里を出て湖縣（河南省湖城縣）に客居し、専ら教育に力めていたが、五十才にして始めて州郡に仕へ、大將軍鄧隲の推挽によつて茂才に擧げられ、荊州刺史や東萊太守を歴任した。東萊太守に赴任の途上で彼が昌邑を通つた時のこと、かつて彼が荊州において茂才に擧げた王密なる者が、この地の縣令として在任中であつたが、暮夜に金十斤を懷にして彼を訪れてひそかにこれを贈らんとし、震のために「天知る地知る我知る子知る、何ぞ知る無しと謂はん」とたしなめられ、大いに愧じてすごとと辭し去つたいふ話は余り

第二表



門閥としての弘農楊氏についての一考察

にも有名である。永寧元年（一二〇年）に劉愷に代つて司徒となり、延光二年（一二三年）には更に愷の後を襲うて太尉に任ぜられるや安帝の乳母の王聖母子らの不行跡を劾奏したり、帝の舅（耿貴人の兄）の牟平侯耿寶や閭皇后の兄閭顯・中常侍樊豐・侍中周廣・謝暉らが權勢を恣にせるを彈劾するなど大いに時弊の匡救に努めたが却て彼らの誣ひるところとなつて翌年（一二四年）太尉を免ぜられた。郷里に歸つた彼は痛憤に堪えずして自ら酖を飲んで卒した。時に年七十有余であつた。樊豐らはこれを聞き吏を遣して震の喪を停めしめ、棺を路上に放置させた上、震の諸子をして「郵に代つて書を行はしめた」ので道行く人々はみな爲めに涕を流したと傳へている。後、歳余にして順帝が即位し樊豐らが誅せられるに及んで、震の門生である虞放と陳翼が闕に詣つて師の冤罪を訴へたので、朝廷では震の忠節を認め、特に詔してその二子を郎に除した上、錢百萬を賜つて華陰の潼亭に手厚く葬らしめた。後漢書本傳の注によれば、墓は潼關の西、大道の北に在り、其の碑はなほ存すとあつて、楊震の墓の所在については何らの疑問も存しないかのやうであるが、他方金石萃編や歐陽修の集古錄には河南省の閿郷縣に在りと出ている。試みに閿郷縣志を検するに、同書には楊震がこの地に僑寓していたことやその當時の講堂である三鱣堂の遺趾などについては記しているが、墓の所在については何の記載も見えていない。研究すべき余地もあるがやはり華陰縣の東四十里ばかりの地點なる潼亭説が正しいのであるまいか。

震には牧・里・秉・讓・奉の五子（註し）があつたが、長子の牧が富波侯の相たりしことと、中子の秉が侍御史や豫・荊・徐・袁四州の刺史を歴任したる後桓帝の侍講となり、延熹五年（一六二）劉矩に代つて太尉となり、司空の周景と共に宦官の專横を痛論し官界の肅正に大いに力を致したことなどが知られている以外には末子の奉の官が城門校尉中書侍郎であ

つたことが宰相世系表に記されている位で、他の二子里と讓に關しては何も判つていない。

趙翼は二十二史劄記の中で

西漢の韋・平、再世宰相たること已に僅事に屬す。東漢には則ち歷世皆公となる者あり。楊震、官太尉たり、其子秉、劉矩に代りて司空となる。秉の子賜、劉郃に代りて司徒となり、又張滙に代りて司空となる。賜の子彪、董卓に代りて司空となり、又黃琬に代りて司徒となり、淳于嘉に代りて司空となり、朱儁に代りて太尉録尙書事となる。震より彪に至るまで凡そ四世皆三公となる。(中略) 古來世族の盛なること未だ(楊・袁) 二家の如き者はあらず。：而して二家代々名徳を以て國の世臣たり、徒に名位門第を以て相尙ぶに非ず。則ち尤も得難きなり。

と、一家から四代にわたつて三公を出すといふ前代未聞の盛事を特筆している。後漢書の撰者范曄も「震より彪に至る四世太尉たり、徳業相繼ぎ袁氏と俱に東京の名族となすといふ」といひ更に「信なるかな、積善の家には必ず餘慶あり」と記しているが、これは必ずしも祖先が少年の日に黃雀を助けてやつた善果であるといふのではなく、楊氏が累代身を持つること清廉且つ剛直でよく臣節を全うしたことを稱揚せる言に他ならない。

震から彪に至る四世について我々は次の諸點に注目する必要があるやうに思ふ。第一は彼らは本來家學を傳へ學問を以て世に立つていた人々であること、<sup>(註)</sup>第二は何れも父兄の任によらず、茂才や孝廉に擧げられたり、或は三公や大將軍の召辟に應じなどして官界に入つたものであること、第三には清貧を以て知られていたことなどである。後漢書の注に引くところの續漢志の文によれば、「震は少くして孤貧にして獨り母と居り、地を假りて種植し以て供養に給」したと傳へられ、また延熹三年官を免ぜられて一時田里に歸つた秉についても、「雅素清儉にして家至つて貧窶、日を并せて

食う。任城の故の孝廉景慮・錢百餘萬を齎し就きて以て秉に餉る。秉門を閉して距絶して受けず」と記している。秉は自ら「我に三不惑あり。酒・色・財なり」と言っているが、これは決して單なる自贊のみではなからう。

昨秋の史學會の大會において長崎學藝大學の矢野主稅教授が、後漢の官僚中にはすでに相當の地位にありながら貧乏であつたと記されているものが尠からず見出されるところからして、後漢時代の官僚は從來一般に考へられていたやうに果して豪族を以てその母體とせるものであつたかどうかといふ疑問を提出されたが、これは大いに傾聽すべき意見であつて確かに再検討の要があると思ふ。(補注參照)

賜については、彼は晩年臨晉侯に封ぜられ邑千五百戸を與へられていたから必ずしも貧とは言へないかも知れないが、さりとて大いに富んでいたとも考へ難い。子の彪は袁術と婚を通じていた關係から、曹操の憎むところとなつて投獄されまさに大逆罪に問はれんとしていた。これを知つた孔融は慌てて曹操のもとに駆けつけて「楊公四世の清徳は海内の瞻るところなり」云々とその不可を切言したので、操も已むを得ず彪を釋した。後漢書の本傳の注に引く華嶠の書も「東京の楊氏袁氏は累世の宰相にして漢の名族たり。然れども袁氏は車馬衣服極めて奢僭にして、能く家風を守り世の貴ぶところとなるは、楊氏に及ばざるなり」と楊袁二氏の優劣を論じて楊氏に軍配をあげている。

## 四

然るに彪の子の脩は、袁術の甥であつたといふ關係以外に、かねてから陳思王曹植に心を寄せ、丁儀兄弟らと共に丕に替えて植を太子たらしめようと企てたため罪を得て誅せられるに至つた。このことは楊氏にとつて一つの大きな蹟と

なつてゐるやうに考へられる。

門閥形伐の動きが本格化してくるのは魏晉時代からであるが、この大切な時期に有能な人物を失つたことは楊氏にとつては大きな損失であつたに相違ない。はじめ脩は曹操に仕へていたが、或る時操に従つて出かけ孝女曹娥の碑の前を通つたことがあつた。操は碑の背の上に黃絹幼婦外孫鰲曰の八字が題されているのを見て、脩に向ひ「どうだこの意味が判るか」と訊ねた。そこで、脩が「はい、判りましてございます」と答へると、「俺も自分で考へてみるから、それまで黙つていてくれ」と言ひ、それより凡そ三十支里ばかり行つた時分に「やつと判つたぞ。一つ君の解釋を書いてみ給へ」と命じた。二人の解は完全に一致していた。何れも絶妙好辭といふのであつたが、曹操は「我が才卿に及ばざること乃ち三十里なるを覺れり」と脩の頭の廻轉の速さに敬服したといふ。(註6)

脩の子の蹢(蹢)は晉の武帝の泰始の初年に典軍將軍となり、股肱と頼まれたが不幸にして二十七才で世を去り、子の準も惠帝の末に冀州刺史に拜せられたが、朝威の衰頽せるをみて酒を縦にし、官事につとめず専ら逍遙を意としたと傳へられる。

準には喬・髦・朗・琳・俊・仲の六子がをり、「みな美名を得、論者おもへらく悉く臺輔の望ありと。文康庾公(亮)つねに追嘆して曰く、中朝亂れざりせば諸楊の公となること未だ已まざりしならんと」と世説新語は記している。中でも朗は謝安によつて「朗は是れ大才なり」と推稱されてをり、大將軍王敦もまた「世彦は識器理致、才は隱なるも明斷にして既に國器なり」と稱揚している程の人物であつた。彼ははじめ王敦に仕へて南郡の太守となつたが、敦が敗れるに及んで明帝のために捕へられて殺されんとしたが、幸にして帝が崩じたために難を免るを得、後に彼は三公にまで

登り、盛んに無名の人才を登用して名聲を謳はれた。(註x)

朗の二人の兄、喬と髦とは、夫々當時の名士である裴頠と樂廣の認むるところとなつてその推奨を受けていたので父の準(淮)も二兒の優劣をつけかねていたと言はれる。(註9)この兩人は共に二千石であつたが、髦は石勒の害するところとなつた。琳(林)は晉書(卷八四)によれば、「少くして才望あり、亂に値ひ胡に没す」とあつて、多分永嘉の亂或はそれに續く五胡の擾亂に捲き込まれ五胡に仕へるに至つたものと考へられる。

準の六子についてはこの程度のこと知られるに過ぎない上に、その子孫の判明しているのは琳(林)の系統のみである。晉書の楊佺期傳(卷八四)によれば琳の子の亮は「少くして僞朝に仕へ、のち國(即ち東晉)に歸し、梁州の刺史に終る。貞幹を以て名を知らる」とあつて、亮の頃になつて漸く南遷したものであることが知られる。亮に三子があり、次子の佺期は「性沈勇果勁」と稱せられ、兄の廣と弟の思平は「強獷驍暴」と記されていて、何れも「震より準に至る七世名徳あり」と言はれた名家の末には似合はしからぬ人物であつたらしい。儒教的禮教主義が全く顧みられなくなつていた時代であつてみれば、彼らもかゝる時代の空気を吸つて成長した「時代の子」でもあつたのであらう。しかも彼らは

自ら云ふ、門戸承籍江表に比するものなしと。其の門地を以て王珣(王導の孫)に比する者あるも猶ほ恚恨す。(註10)

といはれた程の強烈な門閥意識の持主であつた。ところが時人は「其の晩く江を過ぎ、婚宦類を失せるを以て毎に之を排抑した」ので佺期らは慷慨切齒して機會あらばその志を逞しくせんものとひそかに期していたといはれる。瑯邪の王氏や陳郡の謝氏らとは違つて、楊氏はその南遷の時期がおそく、晉朝の再興に何ら重要な役割も演じてをらない上に、

當時の貴族社會に於て喧しく論じられた宦・婚、即ち官職と婚姻の兩面で甚だ當を得ないものがあつたため貴族仲間の排斥するところとなつたのである。通婚關係については、殷仲堪が桓玄の跋扈をおそれて佺期と婚を通じたことが知られる以外には、通鑑の胡注に

亮及び佺期みな武功を以て官となり、又儉荒と婚をなす。故に類を失すと云ふ

とあるところから、佺期が彼自身と同様の儉楚即ち北方人と婚姻を通じていたのを知り得るに過ぎない。

佺期は若くして軍府に仕へ、苻堅の軍と戦つて功があり、廣威將軍河南太守に拜せられ、龍驤將軍に進み唐邑太守となつたが病を以て職を去つた。間もなく荊州刺史の殷仲堪が引いて司馬となし、江績に代つて南郡の相たらしめた。たまたま王恭が兵を擧げて建康政府の實力者王道子を伐つや殷仲堪と桓玄の二人は之に應じて起つた。しかしながら仲堪は元來軍事に習熟してをらなかつたので軍旅のことは一切佺期兄弟に委ねた。かねてから志を逞しくせんと欲していた佺期は好機至れりとなし、ひそかに期するところがあつたが、やがて王恭が敗死するに及んで玄と仲堪及び佺期の間に内訌が発生し、佺期と兄の廣とは共に桓玄のために執へられて殺され、首級は京師に送られて朱雀門に梟されるに至つた。弟の思平は從弟の尙保及び孔敬と蠻中に逃れ、劉裕が兵を起したのを聞いて始めて歸國して各地の太守や刺史を歴任した。然るに何かにつけて心中甚だ不滿に堪へないものあつた孔敬は偶々襄陽を通過した際、魯宗之の參軍の劉千期が公座の中で彼を面折したのを怒つて劍を抜いて直ちにこれを刺殺したために斬に處せられ、思平と尙保の兩人もまたその後罪を得て誅せられたため、四世三公を出した楊氏の一支派は遂にここに斷絶した。晉書はそれについて「楊氏遂に滅ぶ」とさへ記しているのである。(註二)唐書の宰相世系表にこの系統が全く見えないのはこれがためであり、南朝に



於て楊氏が歴史の舞臺に姿を現さないのもかかる理由に基くのである。

## 五

弘農楊氏の最も有力な、或る意味では嫡流とも認むべき一支派が斷絶したとは言へ、弘農楊氏の血統が全く絶えて了つたわけでは固よりない。しかし弘農楊氏の末と稱するものの中で、後漢から魏晉南北朝まで少しも中絶することなしにその世系を辿り得るものは、この楊秉の家系以外にはないのである。それが南朝の初めに杜絶えたのであるから晉書が「楊氏遂に滅ぶ」と記しているのはまことに故ありとしなくてはならない。

晉書には、楊佺期の外に、楊文宗（卷九三外戚傳）・楊駿（卷四〇）兄弟の傳とその女である二后の傳（卷三一）が存する。文宗の傳は極めて簡単なもので「魏の通事郎たり、封藝亭侯を襲う。早く卒し、后の父なるを以て車騎將軍を追贈せらる」とあるに過ぎない。駿に關しては「弘農華陰人。少くして王官を以て高陸令、驍騎鎮軍二府の司馬となり、後、后の父なるを以て超えて重任に居る」云々とあり乍ら、その世系に關しては全く記すところがなく、如何なる系統に屬するものなるか不明である。當時楊氏からは武元皇后と武悼皇后の二后（從姉妹）が出ていたのであるから、晉書は當然その世系位は記して置くべきであるにも關らずそれを缺いているのは不可解である。

近世の族譜である鹽城楊氏宗譜には楊駿を以て震の末子奉の玄孫としているが、父の名が空白になつてゐるなど遽かに信じ難いものがある。また文宗と駿及びその二弟珽・濟との關係について通鑑は

（武元皇）后疾篤きや、帝、貴嬪を立てて后となさば太子の安からざるを致さんことを恐れ、帝の膝に枕し、泣きて

曰く叔父駿の女、芷、徳色あり願くは陛下以て六宮に備へよと。帝涕を流して之を許す。(中略)帝初め(武悼皇)后を聘するや、後の叔父珧、上表して曰く、古より一門二后にして未だ能く其の宗を全くする者あらず、乞ふこの表を宗廟に藏し、異日臣の言の如くなりとも以て禍を免るを得んことをと。帝これを許す。(許12)

と文宗と駿らが明かに兄弟であることを認めている。これに對して、尊經閣本「世説人名譜」は次の如く記している。

又駿字文長、晉太傅臨晉侯、爲賈后所害。珧字文琚、晉尙書令右將軍。濟字文通、晉太子太傅右衛將軍。從兄文宗、魏通直郎蓼亭侯。皆震後、莫知其世次。臨晉必賜後。蓼亭必奉後也。

これだと文宗と駿とは從兄弟だといふ見方も少々をかしくなつてくるのであつて、結局のところその世系は余り明かでない、後考を俟つより他はないといふことになる。

ところで西晉の武帝は、太康以後、天下すでに無事なりとして、心を萬機に留めず酒色に耽り外戚を信任したため、駿・珧・濟の三兄弟は權力を専らにし勢天下を傾けるに至つた。世に之を「三楊」と稱した。武帝の死後、楊駿が輔弼の任に當つたがその政治を行うことが苛細であつたため中外の悪むところとなつた。惠帝の皇后賈氏は名だたる悍婦であつたが、楊氏に對して非難の聲が捲き起りつつあるのをみて、これを打倒して自ら權力を掌握せんと企て、楚王瑋を招いて入朝せしめた上、その黨與の孟觀・李肇らをして楊駿謀反すと誣奏させて勅許を得、これを攻めて馬廐中に殺した。孟觀らは更に珧・濟をはじめその親黨を誅し、三族にまで及んだので、これがために死するもの數千人の多きに達したといはれる。楊太后も亦廢せられて庶人となり、太后の母龐氏は太后の切なる哀訴も空しく無慘な刑死をとげた。

## 六

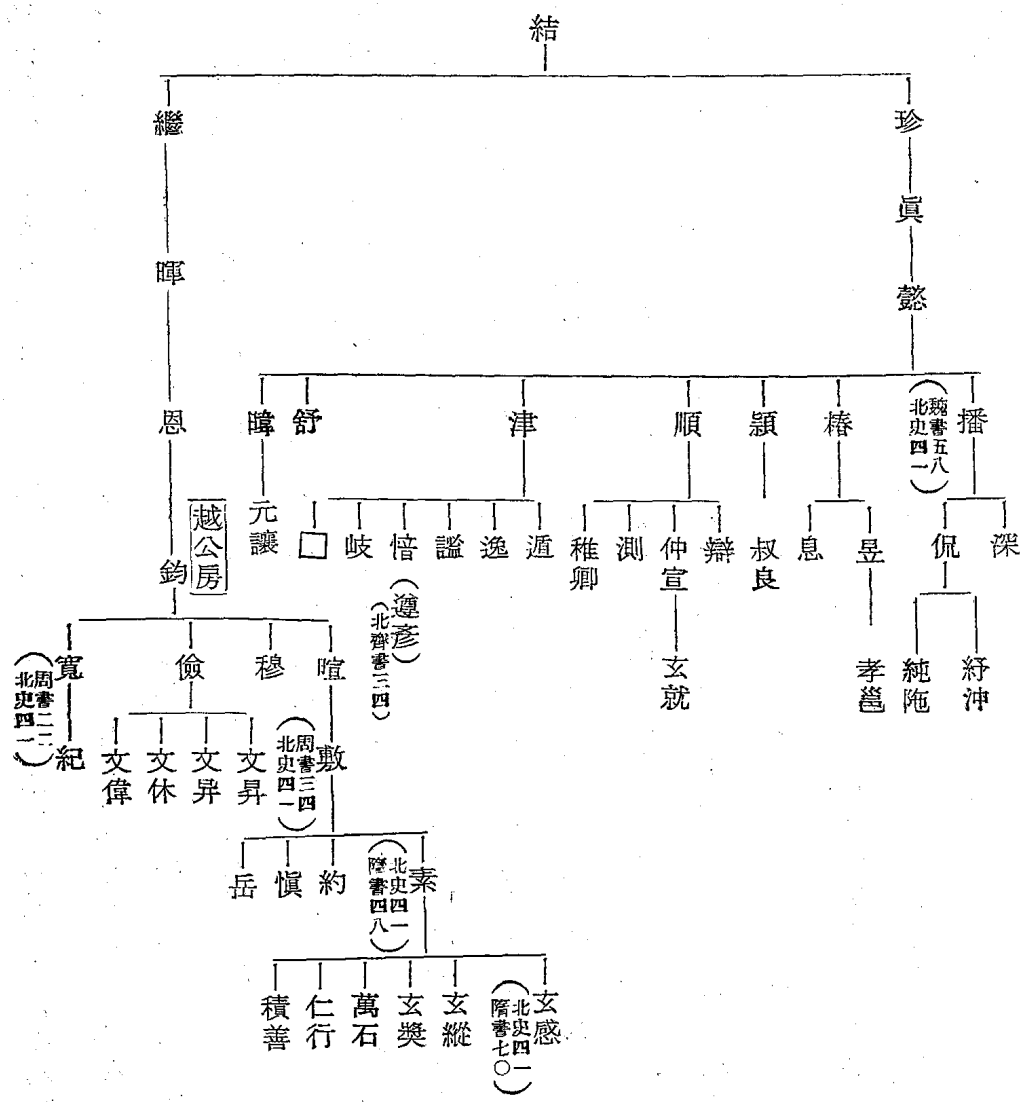
奉の後と傳へられるものに、別に楊播の一派がいる。奉に敷なる子と孫の衆がをつたことは楊震傳に見えている。共に篤學で先業を傳へたが不幸にして敷は早く世を去り、子の衆は後漢の獻帝に仕へ侍中に拜せられ、建安二年には蓼亭侯に封ぜられている。この衆の直系かどうかは詳かでないが、奉の八世の孫に結なるものがをり、それが鮮卑の慕容氏に仕へて中山の相となつたことが唐書の宰相世系表に記されている。結の子孫は後に拓跋魏に仕へて顯要の地位を占め一時大いに世に時めくに至つた。その系譜は第三表に示す如きものである。

結の長子珍の曾孫と傳へる楊播の傳（魏書卷五八）には「自ら云ふ恒農華陰の人なり」とあつて、魏書の撰者魏收はその出自について疑問を感じていたことを示している。その家系に數代にわたるブランクが存することが魏收をして播を無條件に弘農楊氏の末と認めるのを躊躇させたものと思はれる。今日このブランクを填めることは非常に困難ではあるが、逆にその僞託を立證することもまた難しい。その上に後述する如く、一族中には實際に華陰に住んでいた者もあつたのであるから、その弘農楊氏たることには恐らく疑問の餘地はなからうと思ふ。

播は母王氏が文成帝の皇后の外姑であつた關係から朝廷の殊遇を蒙り、「優賜しばしば加はり、前後萬もて計る」と稱せられた。彼は安北將軍并州刺史に除せられたが意に滿たなかつたのか固辭したため改めて安西將軍華州刺史を授けられた。華州といへば彼の郷里である。延昌の末に弟の津も同じく華州刺史に拜せられたので「兄播と前後みな本州に牧たり、當世之を榮とす」と魏書は記している。

第三表

門閥としての弘農楊氏についての一考察



播は華州刺史として在任中、「民田を假り」て御史王基の劾するところなり、官爵を削られるに至つたが、その死後子の侃らが披訴すること多年に及んだ結果、熙平中に至り鎮西將軍、雍州刺史を贈られその爵を復して壯と諡された。

「民田を假りる」といふのは一體如何なることを意味するのであらうか。恐らく地方長官たるの權威を笠にきて民田を強制的に收用したとでもいふのであらう。均田制の施行されていた時代であつただけに、土地の所有乃至經營はとかく論議の對象になり易すかつたものと思はれる。この他にも楊播の一族が土地の經營に努めていたらしいことを思はせる記事が存する。それは播の子の侃に關するものであつて、播の一族が貴盛を誇つていた中であつて彼だけは官途に大いなる野心もなく、従つて公卿の間には余りその名が知られていなかった。そこで彼の親友が出仕をすゝめたところ、侃は「苟も良田あらば何ぞ晩歳なるを憂へんや。但だ才具なきを恨むのみ」と答へていることである。若しこれを文字通りに受取つて差支へないとすれば、これは「家に立派な莊園があるからは出世のおそいことなど気にする必要はない。ただ才能のないのを口惜しく思ふのみだ」といふ風な意味になり、官位に超然たる態度が窺はれる様な気がする。播の弟の椿も太僕卿たりし時「細人を誘つて牧田三百四十頃に盜種」した廉により、廷尉の告發するところとなつて危く名を除かれて庶人とされた上、「注籍盜門、同籍合門不仕」（戸籍に前科を記入し一族を禁錮に處するをいふか）という咎を受けるところであつたのを世宗の取計ひで贖罪といふ軽い處分で濟されたことが傳へられている。これらの汚職の事實は、當時における楊氏一門の盛な聲望と考へ合はせるとき矛盾撞着するものあるを感じさせられるのである。といふのは魏書の播の傳に

侃より已下率ね學尚多く、時人欽羨せざるなし。一家の内、男女百口、縵服襲を同じくするも、庭に間言なし、魏の

世以來ただ盧淵兄弟及び播の昆季あるのみ。當世逮ぶものなし

と見えるばかりでなく、卷末の魏收の論にも

史臣曰く、楊播兄弟俱に忠毅謙謹を以て内外の任を荷ひ、公卿牧守、累朝に榮赫たり。所謂門生故吏天下に遍きも、しかも言色恂恂として誠至に出で、恭徳愼行は世の師範たり、漢の萬石の家法、陳紀の門法も過ぎざる所なりとあつて、その公私にわたる生活態度の眞面目さと一族穆居の有様がいたく稱讚されているからである。

播の弟の椿が七十五才で致仕して郷里に歸らんとするに當り、諄々と子弟を戒めて次の如く説いている。

我が家、魏に入るの始め、即ち上客たり。田宅を給せられ奴婢馬牛羊を賜ひて遂に富室を成せり。それより今に至る二十年、二千石方伯絶えず、祿恤甚だ多し。(中略)われ上谷翁(曾祖父珍)の時のことは記えずと雖も、清河翁(祖父眞)の時の服飾を記し、つねに翁の布衣韋帶を著けたるを見る。常に諸父を約敕して曰く、汝ら後世もし今日よりも富貴となる者も愼しみて金一斤・綵帛百匹已上を積みて用て富をなすこと勿れ、また生を治め利を求むるを聽さず、また勢家と婚姻をなすを聽さずと。わが兄弟遵奉すること能はざるに至れり。今汝らの服乘漸を以て華好なり。われ是を以て恭儉の徳漸く上世に如かざるを知るなり。また吾が兄弟もし家に在らば必ず盤を同じくして食し、もし近行して至らざれば其の還るを待ち、中を過ぐるも食せず飢を忍びて相待つ。吾が兄弟八人なりしが今存する者三あるのみ。この故に別食するに忍びざるなり。また吾が兄弟世を畢るまで異居異財せざらんことを願へるは汝ら眼のあたり見て虚假とはなさじ。聞くならく汝ら兄弟時に齋を別にし獨食する者ありと。これまた吾ら一世に如かざるなり。吾今日貧賤たらず、居住舍宅壯麗華飾せざるものは、正に汝ら後世賢ならず、これを保守する能はずしてまさに勢家の

奪ふ所とならんことを慮ればなり。(中略) 汝らもし萬一時主の知遇を蒙らば、宜しく深く言論を慎み輕々しく人の悪を論ずべからず。吾れ自ら惟うに文武才藝門望姻援他人に勝らず、一旦位侍中尙書に登り、四たび九卿を歴、十たび刺史・光祿大夫・儀同開府・司徒・太保となる。津、今また司空となるは、正に忠貞小心謹慎にして、口かつて人の過を論ぜず、貴賤となく之を待つに禮を以てせしに由る。是の故を以てここに至れるのみ。(中略) 汝の家皇魏に仕へてより以來、高祖以下乃ち七の郡太守、三十二の州刺史あり、内外の顯職は時流比するもの少し、汝ら若し能く禮節を存し奢淫驕慢をなさざればたとい人に勝らずとも尤諂を免るに足り、名家を成すに足らん。吾いま年始めて七十五、自ら惟みるに氣力なほ天子に朝觀するに堪う。孜孜として退くことを求むる所以のものは、正に汝らをして天下満足（註15）の義を知らしめ、一門の法となさんと欲すればなるのみ。是れ苟も千載の名を求むるに非ざるなり。汝ら能くわが言を記せば、百年の後、終に恨なからん。（註16）

椿はこの處世訓の中で、飽くなき富や權勢の追求は結局において破滅に至るものである所以を諭し、謙退の徳とか足といふことを子孫に要求している。思ふにこれは彼が祖父の遺戒を守らず、政府の牧田を盜種して危く名を除かれんとした自身の苦い經驗から發しているものと推測せられるのである。

この一門は「其の家、貴顯にして、諸子は弱冠にしてみな王爵に糜（註14）がる」とか、「時に播一門の貴、朝廷に満ち、子姪早通す（註15）」とある様に一時は大いに榮えたものであるが、北魏の敬帝の建明元年（五三〇）九月、帝が爾朱榮を誅した際、播の子の侃がその謀議に參劃したところから、爾朱氏の怨みを買つて一族全滅に近い悲惨な運命に見舞れるに至つた。爾朱兆が入洛するや侃は逃れて郷里の華陰に歸つたので爾朱天光は侃の子の婦の父なる韋義遠をして彼を招かしめ

て執へ殺した。時に椿はすでに致仕して子の昱と共に華陰に住み、椿の弟の冀州刺史順・司空津・順の子の東雍州刺史辨・正平太守仲宣らは皆洛陽にをつたが、普泰元年（五三一）七月、爾朱世隆は「楊氏反を謀る」と誣奏し、捕へて究治せんことを固く請うたので帝も遂にこれを許した。世隆は直ちに兵を遣して津の第を圍ましめ、天光もまた椿を華陰に襲はしめて「東西（洛陽と華陰）の族、少長と無く皆之を殺し、其の家を籍没（註16）した。光州の刺史であつた津の子の逸も時を同じうして爾朱仲遠の殺すところとなつた。逸の弟の愔（遵彦）はこの事件當時、たまたま出て外に在つた、め幸に難を免るを得た。彼は幼にして羣兒と異るところがあつたので、叔父の暉は「此の兒恬裕にして我が家の風あり」といひ、從父兄の昱も「此の兒駒齒未だ落ちざるにすでに是れ我が家の龍文なり、更に十歳の後まさに之を千里の外に求むべし」と大いに器重し囑望していたといふ。

辛くも難を免れた彼は高歡のもとに身を寄せ、泣いて家の不幸を訴へ爾朱氏を討つの策を説いた。歡は愔の門地高才幹あるをみて大行臺右丞に任じた。一族の遭難以來、愔は常に喪にをり哀毀骨立するに至つたので高歡は慰問を怠らなかつた。彼は韓陵の戦でつねに先登に立つて奪鬪したため同僚はみな「楊氏は儒生なるに今遂に武士たり、仁者は必ず勇なりとは定めて虚論に非ざるなり」と嗟歎したといふ。彼は一時官を辭して郷里に歸り、漸くにして一族の葬儀をすませた後、吏部尙書を経て尙書右僕射に進み太原長公主に尙し、北齊の文宣帝の天保十年（五五九）には開封王に封ぜられたが同年帝が崩じて太子殷（廢帝）が即位した。時に新帝の二叔、常山王演（後の孝昭帝）と長廣王湛（武成帝）の權力が余りにも強大なのを憂慮した愔らは二王を出して刺史となさんと企てたために却て彼らのクーデターに遭つて非命に斃れた。時に年五十五であつた。北史（卷四一）には



家門禍に遇ひ、ただ二弟一妹及び兄の孫女數人あるのみ。孤幼を撫養し、慈旨溫顔はみな仁厚より出で、分義を重んじ貨財を輕んじ、前後の賜與は多く之を親族羣從に散ず。(中略)大位に居りしより私交を絶ち貨財を輕んじ仁義を重んず。前後の賞賜積みて巨萬を累ぬるも、之を九族に散じ、架篋の中にはただ書數十卷あるのみなりき。太保平原王隆之、悋と宅を隣りす。嘗て其の内外に富胡數人あり。左右に謂ひて曰く、我が門幸に此の物なしと。

と、その爲人を偲ばせるに足る記事が載つてをり、通鑑卷一五七には「この時、鄴下風流を言ふ者(李)諧及び隴西の李神儁・范陽の盧元明・北海の王元景・弘農の楊遵彦・清河の崔贍を以て首となす」と見え、その方面でも當代一流の名士として聞えていたことが知られる。

かくて楊氏は再び一大不運に見舞れたわけで、我々はここにも北朝政界における漢人貴族のデリケートな立場を窺ふに足る一つの事例を見出すことが出来るのである。「胡逆朝を擅にするに及び、刑を淫りにし毒を肆にす。斯の族を以てして斯の禍に遇ふ、報施の理何ぞ相反せるや」とは魏收の慨歎である。

唐書宰相世系表によれば、順は河中永樂(山西省蒲州附近)に、岐は原武(河南者原武縣)に徙り住んだとある。

## 七

次に結の次子繼の系統に眼を轉ずることにしたい。これについて先づ注目されるのはこの系統から鈞・儉・寬の三人の大中正が出ていることである。州の大中正にはその地方の名望家が任ぜられる例であるのは周知の通りである。六世紀前半に楊氏から大中正が相ついで出ている——うち一人は懿の末子暉——といふ事實こそは楊氏がその郷國華州を代

表する名族であつたことを物語るものである。

繼は如何なる生涯を送つた人であるかは殆んど判つていない。その子の暉は北魏の洛州刺史、孫の恩は河間太守、曾孫鈞は「博學彊識にして頗る幹用あり」（北史卷四一）と稱せられ、恒州刺史懷朔鎮將となつてゐる。鈞の子の暄も亦「性通朗彊識にして學あり」と言はれ、諫議大夫に拜せられ、別將として廣陽王深に従つて葛榮を伐つたが却てその害するところとなつた。その子の敷は西魏の末に廷尉少卿となり、斷獄平允と稱せられた。のち北周の武帝の天和中には汾州の刺史となつたが、北齊の來寇に遭ひ、城陥り執へられて憂憤して歿した。

暄の弟寬は北周書（卷二二）に傳があり、それによると彼は少くして大志あり諸兒童と遊ぶにも必ず高處を擇んで坐るといふ風であつた。長ずるに及んでよく文を屬しまた武事にも秀で、北魏の孝莊帝・孝武帝、西魏の廢帝・恭帝、北周の武帝に歴史して臺閣にをり屢々武功を樹て保定元年（五六一）には總管梁興等十九州諸軍事梁州刺史に除せられ爵華山郡公を賜つてゐる。武成二年（五五九）に麟趾學士と共に詔を奉じて經籍を參定してゐるところをみると彼は決して一介の武辨ではなかつたやうである。次兄の穆は并州刺史、三兄儉は華州刺史であつた。

隋代に司徒越國公として權勢を逞しくした例の楊素は敷の子であり、大業九年に李密らと叛を謀つて敗れ東都の市に磔された玄感はその孫に當る。玄感が洛陽を攻めてついに抜く能はず、西に赴いて關中に入らんとした際、華陰の諸楊が自ら嚮導せんことを申し出たといふ記事が隋書（卷七〇）に見えてゐる。一體これはどう解釋すべきであらうか。華陰の諸楊が彼らと同じく弘農楊氏の末と傳へてゐる隋室よりも楊玄感の一族に對して一層の近親感を懷いてゐたためであらうか。それとも煬帝の秕政に同族ながらも絶望を感じてゐたためであらうか。恐らくその何れでもあつたものと考

へられる。

奉の系統中には州刺史として武勳をあらはしたものも少くなかったが、彼らは同時に博學彊識を謳はれたり、「儒生なるに今ついに武士たり」などとも稱せられていて、楊寶以來の儒學の傳統がまだ失はれないで残っていたやうにさへ感ぜらるるのである。

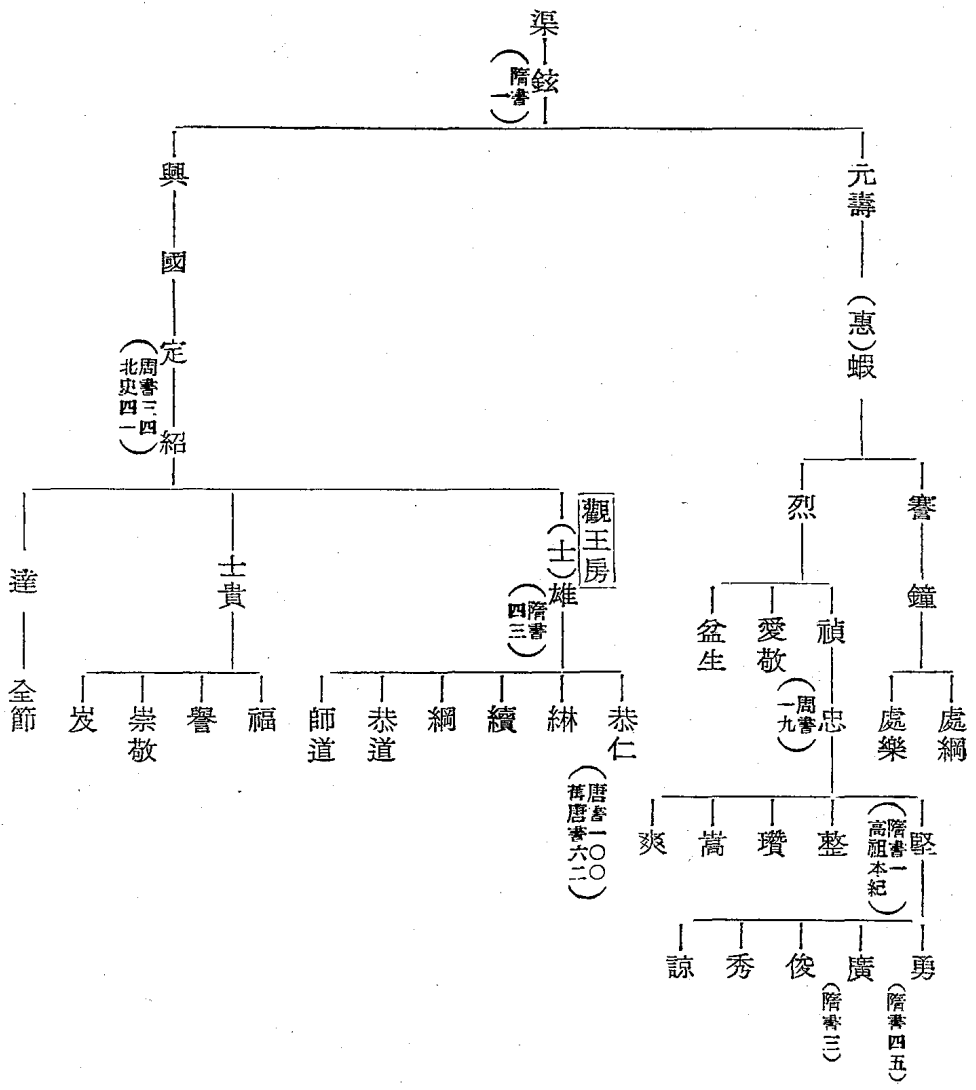
## 八

では隋朝は如何なる家系に屬しているものであらうか。一般には隋室は楊震の長子牧の子孫であると言はれている。牧(註)に統と馥の二子があり、統の子の奇は、靈帝の時侍中となり強項を以て知られたが、その後裔は子の亮が父の功により成亭侯に封ぜられたといふ以外は全く聞えるところがない。

馥に關しては信賴すべき資料にはその名が見えず、わづかに唐書宰相世系表によつて傳へられているに過ぎないが、それによると馥の十世の孫を孕といひ、孕の六世の孫に渠なるものををり、燕の北平の太守鉉を生んだ。鉉の子が元壽で、その子が惠蝦となつてゐる。然るに隋書の高祖本記によれば「漢の太尉震の八代の孫鉉、燕に仕へて北平の太守となる。鉉、元壽を生む。後魏の代、武川鎮の司馬となる。子孫因よりて焉に家す」とあつて世代數に大きな喰ひ違ひが見出される。これは萬斯同も唐書宰相世系表訂譌の中で指摘している如く、漢の靈帝から前燕(晉の成帝時)に至る百七十年ばかりの間に十七代を數へるといふのは如何にも不合理であるから、寧ろ隋書の記事に従ふべきだと考へる。

元壽の子の蝦(惠蝦)は太原太守、その子の烈は平原太守、烈の子の禎(楨)は寧遠將軍であつた。元壽以後の世系

第四表



門閥としての弘農楊氏についての一考察

は周書の楊忠傳にも見えてをり、それによると禎は魏末の喪亂に地を中山に避け、義徒と結んで鮮于脩禮を討つて戦歿し、保定年間に柱國大將軍少保興城郡公を贈られた。その子の忠がすなわち隋の文帝（楊堅）の父で、堂々たる偉丈夫で沉深にして將帥の略ありと言はれた。はじめ爾朱氏に仕へたが、のち北魏の孝武帝に従つて入關し、東魏並びに梁と戦つて殊勳をたて、西魏の恭帝からは姓普六如氏を賜り、北周に至つて爵陳留郡公に進められた。于謹が梁の江陵を攻めるに際して、忠は前鋒となつて大いに活躍した他、北齊の侵入を撃退するなどの功ありたるにより柱國大將軍に進められ、隨國公に封ぜられて邑萬戸と、ほかに竟陵縣に一千戸を賜つた。ついで彼は突厥と力を併せて北齊を討つる策を強力に推進し、元帥として自ら山野を馳驅したが、間もなく天和三年（五六八）に六十二才で病歿した。忠の母は蓋氏、その妻は呂氏と言ひ、何れも余り聞えた家の出ではなかつた。忠の歿後、子の堅が爵を襲ひ、開府儀同三司小宮伯に拜されたが、やがて外戚として權力を掌握し、ついにその禪を受けて帝位に即いたことは周知の通りである。

この隋室が果して弘農の楊氏の末であつたか否かは頗る疑はしいものがあり、王桐齡氏もかつて「楊隋李唐先世系統考」なる論考を發表してこの問題を論じてをられる。氏は(一)隋の先世が久しく武川鎮に住んでいたこと(二)その世系が中斷していて曖昧なこと(三)隋室の家族關係が中國の儒教的でなく寧ろ塞外民族のそれと暗合する點のあること、(四)好んで鮮卑・回紇・突厥などと婚を通じていることなどの理由を擧げて、隋室は果して純粹の中國民族であつたかどうかにも強い疑ひを投げかけているのである。現在の段階ではまだそこまで斷定し切れないが、元壽以來久しく北邊にをつた隋室は、血液の上でも習俗の面でも可成り鮮卑化されていたらしい。明察の英主文帝の如きですら、「學を悦ばず」と明記されているところをみると、彼らはどうも貴族的な文雅な教養には缺けていたらしく思はれるのであり、この邊にも

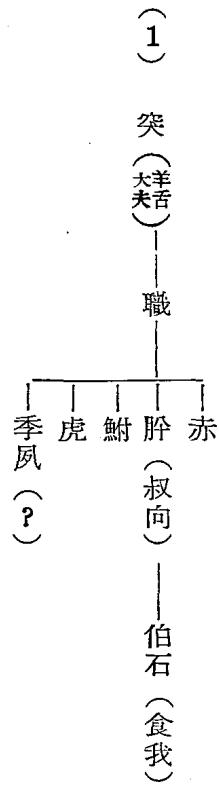
隋室を以て弘農楊氏の末と認めるのを躊躇させるものが存するのである。

## 九

楊氏は北朝の治下において有力な一門閥を形成し名族として知られていたことは上述せる通りであるが、その郷里である華陰とも終始密接な關係を保持していたやうで、そこには祖先以來の墳墓が存したばかりでなく、連綿として血族が住み、従つて可成りの土地や奴婢なども所有していたであらうことは充分推察される。のみならず魏書には「門生故吏天下に遍し」（卷五八）ともあつて、楊氏は早くから北朝政權と結び付いて累代爵號を與へられ一時は官界に大きな地歩を占めてをつた關係から當然多數の門生や故吏を有していたものと考へられるのであるが、大體から言つて弘農の楊氏には豪族的性格よりも官僚的性格の方が顯著に認められるやうに思ふ。而してそこに門閥としての楊氏の特徴が存すると認めることが出來よう。

隋唐時代に於ける楊氏に關しては紙數の關係上割愛することにするが、唐書の宰相世系表に従へば唐代には楊氏から十一人の宰相が出てをり、それが悉く弘農楊氏の流れを汲むものとなつてゐる。その中には楊再思や楊國忠などのやうに家系の疑はしいものも若干含まれていてそれをそのまま信ずることは出來ないにしても、弘農楊氏の子孫中に唐代の政界に活躍して名を成したものをつたことは認めないわけにはゆかない。唐代の楊氏に關しては陳寅恪氏の興味ある論文「記唐代李武韋楊婚姻集團」<sup>(註18)</sup>などが發表されているが、それに對する批判もこれを他日に譲ることにしたい。

註



(2) 華陰縣は北魏では華山郡(魏書一〇六下、地形志)に、隋初には京兆郡(隋書二九、地理志)に、唐では華州、(時には大州とも太州とも稱す)に屬し、縣名も仙掌縣又は太陰縣と改められたこともあつた。

(3) 宣帝の五鳳四年四月辛丑朔に起つた日蝕である。

(4) 金石萃編に見える漢太尉楊震碑には震の子として他の四子の名は見えているが、里の名は見當らない。後漢書八四に、

(イ)震少好學受歐陽尙書於太常桓郁、明經博覽無窮究、諸儒爲之語曰。關西孔子楊伯起。

(ロ)秉、少傳父業、兼明京氏易、博通書傳、常隱居教授

(ハ)賜、少傳家學、篤志博聞、常退居隱約教授門徒

(ニ)彪、少傳家學

(6) 世說新語 卷四 捷悟

(7) 魏志一九、陳思王植傳注

(8) 世說新語 卷三 識鑒

(9) 同上 卷四 品藻

(10) 晉書 卷八四

(11) 同上 卷八四

(12) 通鑑 卷八〇 晉紀世祖武皇帝泰始十年秋七月—咸寧二年冬十月

- (13) 魏書 卷五八
- (14) 北史 卷四一 楊遁傳
- (15) 同上 卷四一 楊侃傳
- (16) 通鑑 卷一五五 梁紀武帝中大通三年六月
- (17) この兩人の名は後漢書には見えず。しばらく唐書宰相世系表の記載に従つて置く。
- (18) 歴史研究 創刊號 一九五四

本研究は昭和三十二年度文部省科學研究費の補助による研究の一部であることをこゝに申し添へて置きたい。

補注 本論文の校正中に矢野主税教授から「門閥貴族の系譜試論」(古代學第七卷第一號) 抜刷を惠與された。後漢官僚と曹魏官僚の性格に犀利なメスを加へられたものである。